

開示項目一覧

[銀行法施行規則第34条の26に定められた記載事項]

(以下のページに掲載しています)

	三井住友トラスト・ホールディングス
■銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 資本金及び発行済株式の総数	52、280
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	52
(2) 各株主の持株数	52
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	52
■銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	2～7、11、49、50
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	11
(2) 経常利益又は経常損失	11
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失	11
(4) 包括利益	11
(5) 純資産額	11
(6) 総資産額	11
(7) 連結自己資本比率	11
■銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	12～15
2. 銀行持株会社及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び（1）から（4）までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42
(2) 危険債権	42
(3) 3月以上延滞債権	42
(4) 貸出条件緩和債権	42
(5) 正常債権	42
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	129～183
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（3.に掲げる事項を除く。）	184～187
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	41～42
6. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	12
7. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	133、183

〔銀行法施行規則第19条の2に定められた記載事項（単体ベース）〕

	三井住友信託銀行
■銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	127
(2) 各株主の持株数	127
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	127
■銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	4～7、50、86
2. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	86
(2) 経常利益又は経常損失	86
(3) 中間純利益若しくは中間純損失	86
(4) 資本金及び発行済株式の総数	86
(5) 純資産額	86
(6) 総資産額	86
(7) 預金残高	86
(8) 貸出金残高	86
(9) 有価証券残高	86
(10) 単体自己資本比率	86
(11) 従業員数	86
(12) 信託報酬	86
(13) 信託勘定貸出金残高	86
(14) 信託勘定有価証券残高（(17) に掲げる事項を除く。）	86
(15) 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第21条第4項に規定する履行保証電子決済手段をいう。）残高	86
(16) 信託勘定暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第21条第5項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高	86
(17) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第四項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高	86
(18) 信託財産額	86
3. 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
〔主要な業務の状況を示す指標〕	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	106
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	106
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	107～108
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	109
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	111
(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	111
〔預金に関する指標〕	
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	112
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	113
〔貸出金等に関する指標〕	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	114
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	114
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	116
(4) 使途別の貸出金残高	115
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	115
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	115
(7) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	116
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	116
〔有価証券に関する指標〕	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	124
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	118
(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別の平均残高	117
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	118
〔信託業務に関する指標〕	
(1) 信託財産残高表	119
(2) 金銭信託、年金信託及び財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	120
(3) 元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	119
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	120
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高	120
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高	121
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	121

	三井住友信託銀行
(8) 担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	122
(9) 使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	122
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	121
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	121
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	122
(13) 電子決済手段の種類別の残高	122
(14) 暗号資産の種類別の残高	122
■銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
1. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
■銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書	87～90
2. 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	126
(2) 危険債権	126
(3) 3月以上延滞債権	126
(4) 貸出条件緩和債権	126
(5) 正常債権	126
3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	126
4. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	250～266
5. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(4.に掲げる事項を除く。)	267～270
6. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	94～97
(2) 金銭の信託	98
(3) 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	99～105
(4) 電子決済手段	105
(5) 暗号資産	105
7. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	125
8. 貸出金償却の額	125
9. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	87
10. 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	253、266

[銀行法施行規則第19条の3に定められた記載事項(連結ベース)]

	三井住友信託銀行
■銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	4～7、54
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	54
(2) 経常利益又は経常損失	54
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失	54
(4) 包括利益	54
(5) 純資産額	54
(6) 総資産額	54
(7) 連結自己資本比率	54
■銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	55～58
2. 銀行及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	85
(2) 危険債権	85
(3) 3月以上延滞債権	85
(4) 貸出条件緩和債権	85
(5) 正常債権	85
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	189～245
4. 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(3.に掲げる事項を除く。)	246～249
5. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	83～84
6. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	55
7. 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	193、245

[金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■破産更生債権及びこれらに準ずる債権	85、126
■危険債権	85、126
■要管理債権	85、126
■正常債権	85、126

[平成26年金融庁告示第7号第8条に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■自己資本の構成に関する開示事項（別紙様式第5号 CC1）	131～133
■定性的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
（1）持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	130
（2）持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	130
（3）持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	130
（4）持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	130
（5）持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	130
2. 中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号 CC2）	134～143
■定量的な開示事項	
1. その他金融機関等（持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	130
2. リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第54条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
（1）持株自己資本比率告示第54条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	144
（2）持株自己資本比率告示第54条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	144
（3）持株自己資本比率告示第54条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	144
（4）持株自己資本比率告示第54条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	144
（5）持株自己資本比率告示第54条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	144
■別紙様式第4号により作成する定量的な開示事項	
1. 第1面 OV1：リスク・アセットの概要	145
2. 第2面 CR1：資産の信用の質	146
3. 第3面 CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	147
4. 第4面 CR3：信用リスク削減手法	148
5. 第5面 CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	149～150
6. 第6面 CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	151～152
7. 第7面 CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	153～162
8. 第8面 CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	163
9. 第9面 CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	164～165
10. 第10面 CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	166
11. 第11面 CCR2：CVA リスクに対する資本賦課	166
12. 第12面 CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	167
13. 第13面 CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	168～169
14. 第14面 CCR5：担保の内訳	170
15. 第15面 CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	171
16. 第16面 CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	172～173
17. 第17面 SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	174
18. 第18面 SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	174
19. 第19面 SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	175～176
20. 第20面 SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	177～178
21. 第21面 MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	179
22. 第22面 MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	180
23. 第23面 MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	181
24. 第24面 IRRBB1：金利リスク	182
25. 第25面 CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況	182
■持株レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	183
2. 前中間連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第5条に定められた記載事項]

三井住友信託銀行	
■自己資本の構成に関する開示事項（別紙様式第5号 CC1）	191～193
■定性的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	190
(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	190
(3) 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	190
(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	190
(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	190
2. 中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第14号 CC2）	194～205
■定量的な開示事項	
1. その他金融機関等（自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額	190
2. リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	206
(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	206
(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	206
(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	206
(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	206
■別紙様式第4号により作成する定量的な開示事項	
1. 第1面 OV1：リスク・アセットの概要	207
2. 第2面 CR1：資産の信用の質	208
3. 第3面 CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動	209
4. 第4面 CR3：信用リスク削減手法	210
5. 第5面 CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	211～212
6. 第6面 CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー	213～214
7. 第7面 CR6：内部格付手法－ポートフォリオ別及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー	215～224
8. 第8面 CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響	225
9. 第9面 CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）	226～227
10. 第10面 CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	228
11. 第11面 CCR2：CVA リスクに対する資本賦課	228
12. 第12面 CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	229
13. 第13面 CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD 区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	230～231
14. 第14面 CCR5：担保の内訳	232
15. 第15面 CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー	233
16. 第16面 CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー	234～235
17. 第17面 SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	236
18. 第18面 SEC2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）	236
19. 第19面 SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）	237～238
20. 第20面 SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）	239～240
21. 第21面 MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	241
22. 第22面 MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	242
23. 第23面 MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果	243
24. 第24面 IRRBB1：金利リスク	244
■連結レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	245
2. 前中間連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第3条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■自己資本の構成に関する開示事項（別紙様式第1号 CC1）	251～253
■定性的な開示事項	
1. 中間貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第13号 CC2）	254～263
■別紙様式第4号により作成する定量的な開示事項	
1. 第1面 OV1：リスク・アセットの概要	264
2. 第24面 IRRBB1：金利リスク	265
■単体レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	266
2. 前中間会計年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第9条第1項に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■銀行持株会社における四半期の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	131～133
2. 持株自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	134～143
3. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第2条第1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第2号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第3号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）に関する契約内容の概要	134
4. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（3.に掲げる事項を除く。）	134
5. 持株自己資本比率告示第2条及び第2条の2に規定する基準に関する開示事項（別紙様式第10号 KM1：主要な指標）	129
6. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）	—
7. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	183
8. 前四半期の持株レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—
9. 持株レバレッジ比率に関する事項	183
10. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による持株レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該持株レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第6条第2項に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■銀行における四半期の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	191～193
2. 自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	194～205
3. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第2条第1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第2号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第3号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）に関する契約内容の概要	194
4. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（3.に掲げる事項を除く。）	194
5. 自己資本比率告示第2条及び第2条の2に規定する基準に関する開示事項（別紙様式第10号 KM1：主要な指標）	189
6. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）	—
7. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	245
8. 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—
9. 連結レバレッジ比率に関する事項	245
10. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）	—

[平成26年金融庁告示第7号第6条第1項に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■銀行における四半期の開示事項	
1. 自己資本の構成に関する開示事項	251～253
2. 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	254～263
3. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第14条第1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第2号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第3号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）に関する契約内容の概要	194
4. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（3.に掲げる事項を除く。）	194
5. 自己資本比率告示第14条及び第14条の2に規定する基準に関する開示事項（別紙様式第9号 KM1：主要な指標）	250
6. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	266
7. 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異が生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	—
8. 単体レバレッジ比率に関する事項	266

[平成27年金融庁告示第7号第8条第1項第1号に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	184
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	184
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	184
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	184

[平成27年金融庁告示第7号第8条第1項第2号に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■連結安定調達比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項	187
2. 持株流動性比率告示第99条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨	187
3. その他連結安定調達比率に関する事項	187

[平成27年金融庁告示第7号第5条第1項第1号に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	246
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	246
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	246
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	246

[平成27年金融庁告示第7号第5条第1項第2号に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■連結安定調達比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項	249
2. 流動性比率告示第101条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨	249
3. その他連結安定調達比率に関する事項	249

[平成27年金融庁告示第7号第3条第1項第1号に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	267
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	267
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	267
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	267

[平成27年金融庁告示第7号第3条第1項第2号に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■単体安定調達比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項	270
2. 流動性比率告示第101条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨	270
3. その他単体安定調達比率に関する事項	270

[平成27年金融庁告示第7号第9条に定められた記載事項]

	三井住友トラスト・ホールディングス
■銀行持株会社における四半期の開示事項	
1. 連結流動性力バレッジ比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第2号 KM1：主要な指標	129
(2) 別紙様式第4号	184
2. 連結安定調達比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第2号 KM1：主要な指標	129
(2) 別紙様式第6号	185～186
3. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後の企業会計の基準による連結流動性力バレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性力バレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）	—

[平成27年金融庁告示第7号第6条に定められた記載事項]

	三井住友信託銀行
■銀行における四半期の開示事項	
1. 単体流動性力バレッジ比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第1号 KM1：主要な指標	250
(2) 別紙様式第3号	267
2. 連結流動性力バレッジ比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第2号 KM1：主要な指標	189
(2) 別紙様式第4号	246
3. 単体安定調達比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第1号 KM1：主要な指標	250
(2) 別紙様式第5号	268～269
4. 連結安定調達比率に関する定量的開示事項	
(1) 別紙様式第2号 KM1：主要な指標	189
(2) 別紙様式第6号	247～248
5. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後の企業会計の基準による単体流動性力バレッジ比率及び単体安定調達比率の対比及び要因分析（当該単体流動性力バレッジ比率及び単体安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）	—
6. 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後の企業会計の基準による連結流動性力バレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性力バレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）	—